（様式第１号）

入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

東串良町長　あて

≪申込人≫

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人名及代表者名）

電話番号

下記の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込みします。

記

１．入札に付する事業名　　　東串良町建設課公用車（パジェロホワイト）売却事業

２．添付書類

○入札参加者名簿（様式第１号の２）

○公的機関が発行する証明書の写し（直近３か月以内のもの）

・個人の場合（住民票、運転免許証、保険証、パスポート等）

・法人の場合（登記事項全部証明書）

○住所(所在地)のある自治体の納税証明書又はその写し（直近３か月以内のもの）

※令和５年度の市町村税全税目

〈注意事項〉

（１）共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄には、共有者を代表して入札手続きを行う方の所定事項を記入してください。他の共有者は、委任状（様式第３号）に必要事項を記入のうえ、上記添付書類を添えて提出してください。

（２）法人名義で申し込まれる場合、法人の印鑑は法人の代表者印を使用してください。

（３）入札に参加する者及び入札に参加する者を代理する者は、当該入札に参加する他の者を代理することはできません。

（様式第１号の２）

入札参加者名簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 役職名 | ふりがな氏名 | 性別 | 生年月日 | 住所 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※　個人の場合は、申込者の情報を記入してください。

※　法人の場合は、登記事項全部証明書の役員に関する事項に記載されている者の情報を記載してください。

※　本名簿は、暴力団に関与していないかを地元警察に照会をおこなうために使用します。

（様式第２号）

|  |
| --- |
| **入　　札　　書** |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |  |
|  | 事 業 名 | 東串良町建設課公用車（パジェロホワイト）売却事業 |  |
|  | 事業場所 | 鹿児島県肝属郡東串良町　地内 |
|  |  |  |
| 　上記のとおり入札します。　　令和　　年　　月　　日　　東串良町長　　　（契約担当者）　宮　原　　順　　殿　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印代理人　　住　所　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 注　入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。 |

令和　　年　　月　　日　上記入札金額の100分の110に相当する金額で

落札決定通知　　　　　　　　　　　　　　印

（様式第３号）

委　任　状

令和　　年　　月　　日

東串良町長あて

≪申込人≫

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人名及代表者名）

※法人名義の場合は、印鑑登録のある印（法人名義の場合は代表者印）を使用してください。

私は、次の者をもって代理人と定め、下記物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人住所

代理人氏名

代理人使用印

|  |
| --- |
|  |

記

事業名　　　東串良町建設課公用車（パジェロホワイト）売却事業

（様式第４号）

移転登録完了報告書

令和　　年　　月　　日

東串良町長　　　様

住　　　　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月　　日付けで売買契約を締結した東串良町建設課公用車（パジェロホワイト）について、移転登録が完了しましたので、関係書類を添付のうえ報告します。

（様式第５号）

物品受領書

令和　　年　　月　　日

東串良町長　　　様

住　　　　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月　　日付けで売買契約を締結した東串良町建設課公用車（パジェロホワイト）を受領しました。

（様式第６号）

記名消去等作業完了報告書

令和　　年　　月　　日

東串良町長　　　様

住　　　　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月　　日付けで売買契約を締結した東串良町建設課公用車（パジェロホワイト）の記名消去等の作業が完了しましたので、写真を添付のうえ報告します。

公用車売買契約書

売却者　甲　鹿児島県肝属郡東串良町川西1543番地

東串良町長　　宮原　順

買取者　乙

東串良町建設課公用車（パジェロホワイト）売却事業に係る物品売払について、甲乙との間に、次のとおり売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

（売買）

第２条　甲は、その所有する次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を譲渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

（１）物　件　名　　　建設課公用車（パジェロホワイト）

（２）仕　　　様　　　型　　　式　　ＣＢＡ－Ｖ９３Ｗ

車台番号　　　Ｖ９３Ｗ－０２００６６１

車両番号　　　鹿児島　３００　ふ　４８１０

（３）数　　　量　　　１台

（売買代金）

第３条　前条の売買における売買代金は、一金　　　　　　　　　　円とする。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、東串良町契約規則（昭和56年４月１日東串良町規則第１号）第33条第１項第５号の規定により免除とする。

（売買代金の支払い及び遅延利息）

第５条　乙は、売買代金を甲が発行する納入通知書、若しくは、東串良町の指定する口座への銀行振込により、令和６年４月10日までに甲に支払わなければならない。

２　乙は、その責めに帰すべき事由により、売買代金を前項の納入期限までに甲に支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、売買代金につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を甲に支払うものとする。

（所有権の移転）

第６条　売買物件の所有権移転の時期は、第３条の売買代金を完納した時とする。

（名義変更）

第７条　売買物件の名義変更手続きは、第３条の売買代金を完納した後、乙が、乙の住所を管轄する運輸支局に申請を行うものとする。

２　乙は、第３条の売買代金を完納したときは、遅滞なく名義変更の手続きを行うものとする。

３　名義変更手続きに要する登録手数料、自動車取得税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第８条　売買物件の引渡しは、名義変更手続き完了後に行う。

２　引渡しに係る運搬費用は、乙の負担とする。

（消防車両記名消去等）

第９条　乙は、売買物件を受領後速やかに、「東串良町」等の甲が指定する表示をすべて消去を行うものとする。

２　前項に規定する記名消去等に要する経費は、乙の負担とする。

（危険負担）

第10条　乙は、本契約締結のときから売買物件の引渡しのときまでにおいて売買物件が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第11条　乙は、本契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵があることを発見しても売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（禁止用途）

第12条　乙は、売買物件の利用に関し、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供してはならない。

（紛争の処理）

第13条　本契約締結後、売買物件に関し紛争が生じたときは、乙は紛争の処理をし、甲に対し一切迷惑を及ぼしてはならない。

（契約の解除）

第14条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（返還金等）

第15条　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３　甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った遅延利息及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（乙の原状回復義務）

第16条　乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが、適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときで甲が請求したときは、その損害賠償として契約解除の時価による減損額に相当する金額を甲に支わなければならない。

３　乙は、第１項ただし書の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、前項の規定する損害以外の損害を甲に与えているときで甲が請求したときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

４　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の名義を乙の負担において甲に回復しなければならない。

（損害賠償）

第17条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（返還金の相殺）

第18条　甲は、売買代金を返還する場合において、乙が遅延利息又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該遅延利息等の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第19条　本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定）

第20条　本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、東串良町の関係条例及び規則等によるほか、甲乙協議の上決定する。

（管轄裁判所）

第21条　この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所として使用する東串良町役場の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）　　　鹿児島県肝属郡東串良町川西1543番地

東串良町長　　宮原　順　　　　印

（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印